

道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

○道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）

目次

第一章（略）

第二章 旅客自動車運送事業（第三条―第四十三条）

第二章の二・第三章（略）

第四章 自動車道及び自動車道事業（第四十七条―第七十七条）

第五章―第七章（略）

附則

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2（略）

（許可申請）

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2・3 (略)

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第二号及び第五号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2・3 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

6 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（安全管理規程等）

第二十二條の二 一般旅客自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は

、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

4 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

5 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 (略)

(輸送の安全等)

第二十七条 (略)

2 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が、第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項、第二十三條第一項、第二十三條の五第二項若しくは第三項若しくは前項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 (略)

(事業改善の命令)

第三十一条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、

一般旅客自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画又は運行計画）を変更すること。

二 運賃等の上限を変更すること。

三 第九條の三第一項の運賃又は料金を変更すること。

四 運送約款を変更すること。

五 自動車その他の輸送施設を改善すること。

六 旅客の円滑な輸送を確保するための措置を講ずること。

七 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(事業の管理の受委託)

- 第三十五条 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 2 (略)

(事業の譲渡及び譲受等)

- 第三十六条 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の許可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の許可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。
- 3・4 (略)

(相続)

- 第三十七条 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2・4 (略)

(事業の休止及び廃止)

- 第三十八条 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3・4 (略)

(許可の取消し等)

- 第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。
- 三 第七条第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき。

第四十一条 国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

## 2～4 (略)

### (有償運送)

第七十八条 家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

### (有償貸渡し)

第八十条 家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。  
。ただし、その借受人が当該家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

## 2 (略)

○道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号) (抄)

### (旅客自動車運送事業に関する権限の委任)

第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法(以下「法」という。)第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

## 一 (略)

二 法第九条第一項の規定による運賃又は料金の上限の設定又は変更の認可であつて、次に掲げるもの

イ 事業計画の変更のうち停留所の新設、廃止又は位置の変更に伴う運賃の上限の設定又は変更に関するもの

ロ 運行計画の変更のうち運行系統の変更に伴う運賃の上限の設定又は変更に関するもの

ハ 深夜における旅客その他の特殊の旅客に適用する運賃の上限の設定又は変更に関するもの

ニ (略)

ホ 料金の上限の設定又は変更に関するもの

三 法第九条第三項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの又は同条第四項の規定による届出の受理

イ 前号に掲げるものとして法第九条第一項の認可を受けた運賃又は料金の上限に係る運賃又は料金の設定又は変更に関するもの

ロ 適用する期間又は区間その他の条件が付された運賃の設定又は変更に関するもの

四 三十二 (略)

2 4 (略)

○道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令 (昭和三十四年政令第十七号) (抄)

(法第二条の政令で定める道路及び事業)

第一条 (略)

2 法第二条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 十一 (略)

十二 一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃又は料金の收受システム(集積回路を内蔵するカードを利用するものに限る。)の高度化に

関する調査(当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所及びその周辺の道路交通の円滑化に必要なものに限る。)を行う事業

十三 十五 (略)

○自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令 (昭和三十四年政令第三百二十号) (抄)

(位置)

第二条 一般自動車ターミナルの位置は、バスターミナルにあつては当該バスターミナルと一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行系統が現に設定されている道路又は設定されることが見込まれる道路とを連絡する道路の構造からみて、トラックターミナルにあつては当該トラックターミナルと幹線道路とを連絡する道路の構造からみて、自動車の円滑な運行を確保することができるものでなければならない。